

犬山駅東からくり広場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、犬山駅東からくり広場（以下「広場」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の交流の場を提供し、地域の活性化を図るため、広場を犬山市天神町一丁目12番6外に設置する。

(利用の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広場の利用を停止し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 広場の施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 次条第1項の許可を得た者以外の者が、営利を目的として使用したとき。
- (4) 音響設備等を使用し、周囲に騒音による被害を与えるおそれがあるとき。
- (5) その他広場の管理上特に必要があるとき。

(独占利用の許可)

第4条 広場の全部又は一部を独占して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「独占利用者」という。）が許可された事項の変更又は利用の取消しをしようとするときも、同様とする。

2 市長は、広場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(目的外利用等の禁止)

第5条 独占利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第6条 独占利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 広場のうち市長が別に指定する区画を独占して利用する場合

1 区画 1 日につき 2, 0 0 0 円

(2) 広場の全部を独占して利用する場合 1 日につき 1 4, 0 0 0 円

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、規則に定める事由に該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは同条第2項の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第4条第2項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(原状回復)

第10条 独占利用者は、広場の利用が終わったときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 広場を利用する者は、広場の施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。た

だし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前においても、第6条の規定による使用料の徴収その他の行為を行うことができる。